

答 申

1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書を非公開とした決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成19年 2 月21日に本件異議申立人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づく公文書公開請求の提出があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容
平成15年 4 月から平成18年 3 月において、 学校において 教頭が、
学校の教職員について、教職員及びその他の人々から聴取し、 教
頭が記録（ノートやその他に）した記録文の全部公開・交付。
- (3) この請求に対して実施機関は、請求の対象となった教頭の記録は、本人自らが業務としてメモした個人所有のものであり、公文書に該当しないという理由により、同年 3 月 7 日付けで非公開決定を行った。
- (4) この決定に対して、異議申立人は、本件公文書の非公開決定を不服として同年 3 月 8 日に異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は、条例第20条第 1 項の規定に従い、平成20年 2 月15日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

- (1) 異議申立ての趣旨
本件公文書の非公開決定処分を取り消し、全部公開を求める。
- (2) 異議申立ての理由
異議申立人の異議申立書による主張の要旨は、次のとおりである。
ア 条例第 9 条により、申立人の権利利益のために、全部の公開をしてもらうべきである。
イ これまでの答申にも指摘があるように、公務員が職務遂行上行った聴取による取得情報、内容のメモ書き、メモ帳、ノート記録紙等も「公文書」であり、公開請求権利があるし、公開された例もある。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書による主張は、以下のとおりである。
請求の対象となった教頭の聴取記録は、教頭が日常の業務を円滑に行うためにスケジュール等の記録用として個人的に活用しているノートに、校内で見聞きしたことや、教員から聴取した内容を日常的に書き留めたものである。このノート自体は校内での共用文書としての役割を持つものではなく、あくまでも個人の執務の便宜のために教頭自身が管理していたものであった。
したがって、請求のあった「教頭が記録（ノートやその他に）した記録文」は、公文書には該当せず、個人所有のものとして非公開とした。

なお、この教頭所有のノートは、すでに廃棄されている。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、特定期間に 学校教頭が、校内の教職員について教職員等から聴取した際の教頭による記録である。

(3) 本件処分の妥当性について

本件公文書については、島根県個人情報保護審査会（以下「個人情報審査会」という。）において、以前審査した諮問第22号「教頭が異議申立人のことについて教職員等に聴取した記録」と同一のものであることが認められた。

個人情報審査会での公文書該当性の判断は、島根県情報公開条例第2条第2項によりなされ、これは当審査会の判断根拠となる条文と同一である。よって、上記諮問第22号に係る判断は、本件と共通するものにならざるを得ない。

実施機関から諮問を受けた個人情報審査会では、平成21年3月25日付け個人情報審査会答申第24号（以下「先例答申」という。）において、「教頭が、校内での出来事や教員等から聞き取りをした内容をノートに記録しておき、必要に応じてその記録を基に公文書を作成するということは日常的に行われており、そうした私的に記録しているメモを基に公文書が作成されていると考えられる。本件においては、公文書として報告文書が別に作成、保管されているため、その基となった記録は組織としての共用性があるとは認められない。」として、教頭の記録は公文書に該当しないとの判断をしている。

本件は請求の内容が、異議申立人以外の、校内の教職員も対象とした聴取記録である点が先例答申と異なる。異議申立人についての聴取記録は公文書が別に作成されたことは先例答申のとおりであり、その他の教職員についての聴取記録が公文書に該当するか否かの判断をする必要がある。しかし、教頭の記録は既に廃棄されており、その後の利用等については不明で判断ができない。

(4) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第 9 7 号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成 2 0 年 2 月 1 5 日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成 2 3 年 3 月 2 8 日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 2 3 年 4 月 1 4 日 (審査会第 1 回目)	審議
平成 2 3 年 5 月 2 6 日 (審査会第 2 回目)	審議
平成 2 3 年 6 月 2 3 日 (審査会第 3 回目)	審議
平成 2 3 年 7 月 2 1 日 (審査会第 4 回目)	審議
平成 2 3 年 8 月 2 5 日 (審査会第 5 回目)	審議
平成 2 3 年 9 月 1 5 日 (審査会第 6 回目)	審議
平成 2 3 年 1 0 月 1 1 日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元 (株) 山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
丸山 創	弁 護 士	
本藤三世子	(財) しまね女性センター経営委員	